

寄附申込書（個人用）
（沖縄県部活動大会参加支援寄附金）

沖縄県知事 殿

申込日： 令和 年 月 日

フリガナ			
氏 名			
住 所 (建物名まで記載ください)	〒		
	都道府県名	区市町村名	
電話番号 (日中に連絡可能な番号)			
メールアドレス（任意）			

私は、次のとおり沖縄県部活動大会参加支援寄附金を申し込みます。

寄附金額		千万	百万	十万	万	千	百	十	一

※ 金額の頭に¥マークを記載してください。

※ 1 回あたり 2,000 円以上の御寄附をお願い致します。

◆ワンストップ特例制度の利用の有無

☐ ワンストップ特例制度を利用する。

(利用希望の方は口欄に✓をお願いします。詳細は裏面をご覧ください。)

◆寄附申込書の提出方法

上記の黄色欄を御記入の上、下記の提出先に、持参、郵送、FAX又はメールにより提出ください。

◆寄附申込書の提出先・問い合わせ先（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

（運動部系）	（文化部系）
沖縄県教育庁 保健体育課 〒902-8501 那覇市寄宮 1-2-16 TEL : 098-866-2726 FAX : 098-862-0472 Email : aa316008@pref.okinawa.lg.jp	沖縄県教育庁 文化財課 (保健体育課と同じ) TEL : 098-866-2731 FAX : 098-995-7736 Email : aa318005@pref.okinawa.lg.jp

◆注意事項

○申込書で御提供いただいた個人情報、寄附金の受付業務以外に利用することはありません。

○申込内容の確認のため、沖縄県教育庁からご連絡（電話又はメール）することがあります

○寄附金の返還はできませんので、予めご了承ください。

(裏面)

ふるさと納税ワンストップ特例を申請する皆様へ

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

ふるさと納税の控除を、確定申告なしで受けられる便利な制度です。
(詳細は、総務省HP「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。)

【ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請方法】

- 1 申込書表面の「ワンストップ特例制度を利用する」にチェックし、沖縄県教育庁保健体育課又は同庁文化財課に送付する。
- 2 沖縄県教育庁から納入通知書と併せて「令和〇年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(以下「ワンストップ特例申請書」)が送付される。
- 3 ワンストップ特例申請書と、次の(1)~(3)のいずれかの書類の写しを同封の上、下記の申請書送付先に提出してください。
 - (1) マイナンバーカード(両面)
 - (2) 通知カード(記載情報と現況に相違のないもの)と運転免許証(両面)
 - (3) マイナンバーの記載された住民票と運転免許証

○ワンストップ特例申請書送付先

(寄附申込書の提出先と異なりますので、御留意ください。)

沖縄県総務部 税務課 課税班

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

TEL : 098-866-2101 FAX : 098-866-2709

Email : aa007005@pref.okinawa.lg.jp

【ワンストップ特例制度の申請条件】

次のすべてに該当する方が申請の対象となります。

1 確定申告をする必要がない方(会社員や公務員など)

ただし、次の場合は、ワンストップ特例制度を利用できませんので御注意ください(確定申告が必要です)。

- 年収が2,000万円を超える場合
- 給与以外の所得がある場合
- 医療費控除などで確定申告をする場合

2 1年間の寄附先が5自治体以内の方

1年間(1月1日~12月31日)の寄附先が、合計で5つの自治体までであれば、本制度を利用できます。同じ自治体に複数回寄附した場合は「1自治体」と数えます。

3 寄附した翌年の1月1日時点の住所が、ワンストップ特例申請書と同じである方

ただし、ワンストップ特例の申請後に市外へ転居するなど、記載事項に変更があった場合でも、寄附した翌年の1月10日までに沖縄県総務部税務課に届け出れば、特例が適用されます(詳細は、上記申請書送付先の沖縄県総務部税務課にお問い合わせください。)

※ワンストップ特例が適用されない場合、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。